

図書館の魅力と 利用者のマナー

県立図書館ではさまざまな情報サービスを行っています。それらのサービスをうまく組み合わせて利用することによって、今まで以上に図書館の利便さ、豊かさが実感できるようになるのではないかと思います。今回は、「かしこい利用者」になるための図書館利用のすべをご紹介してまいります。

▼館内の利用について

図書室には約十三万冊の本が並べられ、自由に手に取って見ることが出来ます。新聞や雑誌も同じフロアでご利用になれます。利用後の本は元の位置に戻していただくようお願いいたします。次の方がたいへん利用し易くなります。

また、書庫にも三十万冊以上の本が保存されていますので、お気軽に職員にお訊ねください。そのため分野別に六つのカウンターを備え、それぞれの専門性を高めています。

図書館の本の中には、絶版などによって二度と手に入らないものもあります。破いたり汚したりはもちろんです。線を引くなどの書き込みも、他の利用者に迷惑をかけること

になりますのでご遠慮ください。

県立図書館は県民皆さんの本棚です。いつでも誰でも快適に利用できるよう、本を大切にしたいものです。

▼本の貸出について

図書館の本は、辞(事)典類や最新号の雑誌、貴重な資料などを除き基本的に貸出しが出来ますので、自由な時間にご利用いただけます。

また、直接図書館まで行かなくとも、地元図書館や公民館を窓口として県立図書館の本を借りることが出来ますし、探している本がない場合は、国立国会図書館を始め他の図書館から借りることも出来ます。場合によっては送料等をご負担いただくこともありますのでご確認ください。

▼本の予約について

お探しの本が貸出中のときには予約をすることが出来ます。返却を待つて優先的にお貸しします。また、その本が図書館にないときには、他の図書館から借りる以外にも、検討のうえ、予算の範囲内で購入し提供することもありますので、積極的にリクエストしてみたいかがででしょうか。

▼返却について

貸出しの期間は二週間となっておりますが、皆さんの返却の便宜を図るため、県内の市町村立図書館のご協力を得て、皆さんが県立図書館から直接借りた本を、居住地の図書館に返却することが出来ます。ただし、複数館が

ある場合は中央図書館のみとなります。また福島市と古殿町は含みません。

▼調査相談について

図書館ではレファレンスサービスと言いますが、皆さんが知りたいと思うことを、職員が図書館の本を活用して調べお手伝いをするサービスです。毎日の生活の中で不思議に思ったり、図書館に行っても手がかりがつかめないようなときには、カウンターの職員に遠慮しないで相談してください。図書館員とのコミュニケーションも、図書館活用術の一つです。

電話や郵便での問い合わせでもOKです。

▼複写サービスについて

県立図書館の本や新聞・雑誌に限り、著作権法の範囲内で複写をすることが出来ます。また、他の図書館の本についても複写依頼をすることが出来ます。ただし、県立図書館以外の図書館の本を、県立図書館で複写することは著作権法で禁じられていますのでご注意ください。

現在県立図書館では、平成十一年四月の稼働を目指し、コンピュータ化の準備を進めており、本の検索や貸出、返却、予約等、今まで以上の図書館サービスの充実と迅速化が見込まれます。

県民皆さんのますますのご利用をお願いします。

執筆者：佐藤眞一〔調査課調査相談係長〕

(内) 一八五―二二四